

入札説明書

この案件は、電子入札対象案件です。入札参加資格確認申請及び入札手続は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行って下さい。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続を行って下さい。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
浜田港保安警備業務委託
- (2) 委任者
島根県（以下「県という。」）
《担当部局》
島根県土木部港湾空港課
島根県松江市殿町8番地
電話 0852-22-5573
FAX 0852-31-6247
- (3) 入札案件の仕様等
別添「浜田港保安警備業務委託特記仕様書」による。
- (4) 業務委託期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 委託場所
浜田市熱田町・長浜町

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で該当期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
- (5) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第1項の規定による機械警備業務及び警備員警備業務の認定を受け、「庁舎の清掃業務、警備業務等に係る競争参加資格者名簿（資格有効期間：平成31年1月1日から令和3年12月31日）」（以下競争参加資格者名簿という）の「警備員警備業務」に登載され、かつ、「機械警備業務」に登載されていること。
- (6) 直近5年間に島根県との期間1年以上の警備員警備又は機械警備契約実績があること。

- (7) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県内に本店を有する者であること。
- (10) 緊急時に応援態勢者が、競争参加資格者名簿に登載された本店又は代理人所在地もしくは県内営業所等から25分以内に浜田ポートセンター機械監視室及び鰐石地区臨港道路・周布鰐石排水場へ到着可能であること。

3 入札参加資格確認申請書

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年2月20日(木)午後5時までに、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び所定の提出資料を電子調達システムにより提出して下さい。なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるなど電子調達システムにより提出できない場合は、県の承認を得た後、持参し、又は簡易書留により郵送して下さい。

なお、書面による申請を認められた者は、次により提出して下さい。

ア 提出場所 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階
島根県土木部港湾空港課
電話：0852-22-5573 ファクシミリ：0852-31-6247

イ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和2年2月28日(金)午前9時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知します。なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知します。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(5) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の「入札参加資格審査結果通知書」(写し)
- ウ 警備業法第4条の規定する有資格を証明出来るもの(写し)
- エ 2(6)の契約書(写し)又は取引証明書
- オ 営業所等から浜田ポートセンターまでの経路図(距離及び所要時間を記載のこと)

4 委託関係書類の閲覧等

- (1) 一部の委託関係書類については、以下の場所での閲覧とする。

ア 閲覧場所
島根県浜田市熱田町2135-2

浜田港湾振興センター

電話：0855-27-1082 ファクシミリ：0855-27-4053

イ 閲覧期間

公告の日から令和2年2月20日（木）

ウ その他

閲覧にあたっては、別紙「誓約書」（記名押印したものを閲覧時に提出）及び身分証（社員証）を必要とし、浜田港湾振興センター職員の立会いの上行うものとします。また、閲覧書類の複写機等によるコピーは不可とします。

5 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出してください。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出してください。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

ウ 入札金額は、本業務に要する全ての経費（所要額の3年間の合計金額）とします。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年2月28日（金）午前9時30分から令和2年3月5日（木）午後4時までとします。ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除いた日の午前9時00分から午後5時00分までです。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時 令和2年3月5日（木）午後4時

イ 場所 島根県土木部港湾空港課

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月6日（金）午前10時

イ 場所 島根県土木部港湾空港課

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定します。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行います。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行います。

ウ 再度入札は、2回までとし、次のとおり行います。

(ア) 1 回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和2年3月6日（金）午前10時30分から正午までの間で、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による入札の日時及び場所

令和2年3月6日（金）正午に、上記(4)イの場所へ持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和2年3月6日（金）午後1時に、上記(5)イの場所で行います。

(イ) 2 回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和2年3月6日（金）午後1時30分から午後3時までの間で、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による入札の日時及び場所

令和2年3月6日（金）午後3時に、上記(4)イの場所へ持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和2年3月6日（金）午後4時に、上記(5)イの場所で行います。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。

ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行います。

(8) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがあります。

(9) 郵便入札

郵便による入札は認めません。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号

の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とします。

- ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(11) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、次により手続を行ってください。

- ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出してください。
- イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(12) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から5年間は同様とします。

(13) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報して下さい。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

6 入札保証金

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除を受けることができます。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

- ア 納付場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階 島根県土木部港湾空港課
- イ 納付時期 令和2年2月28日（金）午前9時から午前9時30分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

(6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。

- ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわ

たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて契約書の写しを提出する。

- (7) (6)の免除を受ける場合は、令和2年2月20日(木)午後5時までに、「入札保証金の免除について」を3(1)アの場所まで提出してください。(持参又は郵送(提出期限必着))

7 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除を受けることができます。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用します。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。
- ア 納付場所 上記6(3)アの場所
- イ 納付時期 落札の日から7日以内
- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

8 契 約

- (1) 契約書作成の要否
要します。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約条項
契約書(案)のとおりとします。
- (4) 前金払い
ありません。

9 質 疑

- (1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出してください。
なお、質疑及び質疑に対する回答は書面により行います。(電子調達システムの質問回答機能は使用しないでください。)
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。
- ア 提出期限 令和2年2月13日(木)午後5時まで
- イ 提出場所 上記3(1)アの場所
- ウ 提出方法 郵送又はファクシミリによって提出してください。
ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性がありますので注意してください。
- (3) 提出のあった質疑については、提出期限締め切り後、当該質疑者に対し回答します。

10 紙入札参加承認願

- (1) やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができず、書面による入札を希望する場合は、「紙入札参加承認願」を提出してください。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。
 - ア 提出期限 令和2年2月19日（水）午後5時まで
 - イ 提出場所 上記3(1)アの場所
 - ウ 提出方法 持参してください。

11 添付書類

- (1) 浜田港保安警備業務委託特記仕様書
- (2) 委託契約書(案)
- (3) 内訳書
- (4) 入札参加資格確認申請書
- (5) 入札保証金の免除について
- (6) 入札質疑書
- (7) 入札辞退届
- (8) 紙入札参加承認願
- (9) 入札書
- (10) 委任状
- (11) 誓約書

※(8)～(10)は、紙入札の場合に使用すること。

12 その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となります。詳細は、電子調達システムポータルサイトをご覧ください。

電子調達システムポータルサイトのURL (<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)

- (2) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県土木部港湾空港課空港整備グループ 担当 石倉

電話：0852-22-5573 ファクシミリ：0852-31-6247